

第3回杉並区監視カメラに関する専門家会議

会 議 録

平成15年10月22日(水)

総務課長 それでは、定刻を過ぎておりますので、第3回杉並区監視カメラに関する専門家会議を開催させていただきたいと思います。

今日もマスコミの方がいらっしゃっていますけれども、会議の円滑な運営にご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたしますと思います。

区長室長 それでは、会議に先立ちましてごあいさつ申し上げます。

本日、区長は所要で本会議に出席できませんが、委員の皆様方にどうぞよろしくということでございますので、よろしくお願いいたしますします。

前回から申し上げておりますように、杉並区としては、この専門家会議の答申に基づきまして、来年の2月の第1回定例会で条例化を図っていきたいと考えておりますので、どうぞよろしくご審議のほどお願い申し上げます。

私から以上でございます。

総務課長 それでは、会長、議事の進行をお願いいたしたいと思います。

三好会長 どうもお忙しいところありがとうございます。それでは、これから議事に入らせていただきます。

今日も幾つか配付資料がございますので、これについて事務局の方からご説明いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

総務課長 それでは、まず資料1でございますけれども、本日の会議の次第でございます。

続きまして、資料2でございますけれども、9月24日に開催されました第2回杉並区監視カメラに関する専門家会議の会議録でございます。これにつきましては、発言者は委員の方々のお名前を入れてございます。事前に配付できませんで、申しわけございませんでした。本日、この場で内容を確認してもらうにはちょっと時間がございませんので、1週間をめどにご確認をいただきまして、内容につきまして何かございましたら、事務局の方までご連絡をいただければと思います。

続きまして、資料3でございます。これは、「監視（防犯）カメラの利用基準について（大綱）」でございます。これは、前回第2回にご審議いただきました内容に基づきまして、私どもの方で整理をして、本日ご提示いたすものであります。後で、牧島副参事の方から内容につきましてはご説明を申し上げたいと思います。

最後に、資料(4)でございますけれども、杉並区内特定建築物、延べ床面積が5,000平米を超えるものの建物の一覧表でございます。これは大綱の第4の部分と関連し

てくるものでございますので、きょうご参考に資料としてご提出いたしましたものでございます。

以上でございます。

それから、この「防犯のてびき」は、区役所の方で作成し、区内全世帯にお配りしたものを、ご参考までにきょう席上に配付してございます。よろしく願います。

三好会長 それでは、議事に入りたいと思いますが、前回の大綱が修正され、この間、私どもいろいろ意見を申し上げたわけでございますけれども、それを一応区の方で取り入れて作成されたものが、今日お配りになられた資料だと思います。

これについて区の方から、修正箇所を主としてご説明いただきたいと思いますが、よろしく願います。

法規担当副参事 それでは、私の方から、資料3「監視（防犯）カメラの利用基準について（大綱）」につきましてご説明申し上げます。

この大綱につきましては、ただいまご説明申し上げましたとおり、前回の会議におきますご議論を踏まえまして内容を整理し、修正を行ったものでございます。修正箇所を中心にご説明をさせていただきます。

初めに、1ページでございますが、第1の目的規定のところでございます。下線部が修正をいたしました箇所でございますが、第1の目的の3行目、「防犯カメラの有用性に配慮し」ということで、「有効性」という言葉を「有用性」というふうに改めました。これは、個人情報保護法が有用性というような言葉を使っておりますので、ちょっとそこから引用したというような形でございます。

それから区民の定義。これは、第8との関連で整合性を図るべきというご意見を頂戴いたしましたので、「区民（区内在住者、区内の事業者・通勤者・通学者を含む。）」ということで区民を定義をしてございます。

また、「区民のみだりに容ぼう、姿態を撮影されない自由」ということでございましたが、その「区民のみだりに容ぼう、姿態を撮影されない」という文言を削除いたしました。ご審議の中では、基本原則ですとか施策を実施していく中でこうしたことは実現されていくということで、解釈に落としてもよろしいのではないかと、具体的な記載を必ずしもここでする必要はないのではないかとというようなご指摘もございましたので、その部分は一応削除してございます。

それから、第2の定義でございますが、前回ご提示申し上げた防犯カメラの定義のところですが、「主に犯罪を予防するために」という規定でございましたのが、「主に」ということでは、犯罪予防等を目的としていないというようなことで除外の対象になるものが多くなる可能性があるというようなことでございました。「全部または一部に」というようなことでいかがかというようなご指摘をいただきましたので、「主たる目的が犯罪予防でない場合を含む。」という言い方ですが、これは、全部または一部に犯罪予防の目的があれば防犯カメラということで、それに含めたいという趣旨でございます。

それから2ページに参りまして、基本原則でございますが、前回の大綱は、一から六まで、6項目の基本原則ということでお示しをさせていただきましたが、これはあくまでも責務規定でございますけれども、責務規定とはいえ、すべてのカメラ、一般家庭につけますカメラにつきましても対象になるということで、そこまで責務を課すことは重過ぎるといいますか、問題があるのではないかと。あるいは国や都といった公共団体が設置するカメラにもかかるということはいかがかというようなご指摘もございました。そこで、これを全部整理といいますが、しまして、1項目だけ、基本原則を1つということで、「防犯カメラの設置者及び利用者は、区民がその容ぼうや姿態をみだりに撮影されない自由を有することにかんがみ、防犯カメラ及び画像を適正かつ慎重に取扱うよう努めるものとする。」という1項目に整理をいたしたところでございます。

それから3ページ、「防犯カメラ取扱者等」ということで、義務規定の対象となる防犯カメラの取扱者というところの範囲でございますけれども、前回お示しした要項は、包括的な規定をして適用除外ということをやっておりましたけれども、その義務規定の適用を受ける対象者を明確にするためには、限定列挙の方がより明確になるのではないかとということで、その対象となる設置主体について、記載のような設置者、利用者ということで限定列挙をしてみました。

杉並区、それから公共機関、ただし国や都の機関を除くと。それから区内の商店会。4つ目に区内の町会。5つ目が撮影対象者数が規則で定める一定数を超える防犯カメラの設置者又は利用者ということで、前は、一応事業者は私的空間ということですので除外をするというような考え方を提示いたしましたが、仮に一定規模以上の事業者を防犯カメラ取扱者として義務規定を課すとすれば、こういうことが

1つ考えられるのではないかとということでお示しをしたものでございます。

大綱に記載しましたのは、利用といいますか、撮影対象者数という一定の基準で、その一定の基準を超えるものを義務規定の対象とするということで記載をしてございますけれども、ここは、備考欄にございますとおり、例えば延べ床面積で規定を限定するとか、基準の立て方は幾つかあろうかと存じますが、これらはぜひご議論を伺いたいと存じます。

それから4ページは、特に変更したところはありません。

5ページでございますが、ここは、義務規定の義務の内容で若干の修正を行いました。第4でございます。

ここは、正確性の確保といったような原則でございまして、防犯カメラ取扱者等は、当初は、「画像を設置目的の達成に必要な範囲内で、正確かつ最新の内容に保たねばならない。」といったような規定でございましたが、そこを、後段の方を、「画像の改ざん等を防止するなど正確な画像の確保に努めなければならない。」というように若干の修正を加えてございます。

第6の適用除外につきましては、限定列挙という方式にいたしました関係で、ここは削除でございます。

次の第7の実効確保策でございますが、前回お示した実効確保策は、報告、立入検査等に基づいて指導を確保できるといった権限を区長に与えたものとしてお示したわけでございますけれども、ご審議の中で、立入検査というのはちょっと権限が強過ぎるのではないかと、過剰な規制にもなりかねないということで、立入検査の部分は削除いたしまして、いわゆる行政指導、是正中心の指導、勧告というところにとどめて、それに従わない場合には公表という、あくまでも行政指導の範囲内にとどめるということに修正をしております。

次に、6ページですが、ここは苦情等の申し立てということで、区民というのを、第1の区民の定義との整合性を図ったところでございます。

第8については、それ以外の修正というのはございません。

申しわけございません。一部ちょっと訂正をさせていただきたいと存じます。3ページ、第4の「防犯カメラ取扱者等」のところの2号になるんでしょうか、限定列挙をしました、一が杉並区、二が公共機関でございますが、括弧の位置がちょっと間違っておりまして、「国、東京都の機関(捜査機関を含む)」で、これを除くと。

国、東京都の機関を除くというのが大きな括弧のくくりでございます。東京都の機関には捜査機関を含むということで訂正をさせていただきたいと存じます。

三好会長 そうすると、ちょっとその点確認しますと、「(国、東京都の機関(捜査機関を含む)を除く)」と、そういうことですね。

法規担当副参事 はい、そうでございます。

以上でございます。

三好会長 ただいま、ざっとした説明でございまして、なおご質問もあるかと思いますが、最初に全部について質問ということをやりますと、論点がちょっと拡散してしまいますので、この前やりましたような方式、すなわち1つずつ、質問もそれからご意見も含めて述べていただく。きょうも時間が余りございませんけれども、全部最後までとにかくやろうと、こういうことでひとつお願いしたいと思っておりますので、よろしくご協力のほどお願いいたします。

それでは早速ですが、この第1、目的のところから入りたいと思います。どうぞ、ご質問、ご意見ご自由に、よろしくお願いいたします。

石村委員 まず、区民の定義のところ、どうなんでしょうね、区にたまたま入ってくる人というのはどういうふうにとらえたらいいのか。

三好会長 単なる歩行者。

石村委員 私なんかも区民じゃないんだけど、きょうここへ来るためにこうやって入ってくるんですね。そうすると、通勤者でも通学者でもないし、居住者でもないし、事業者でもない、歩行者はどうなのか。その辺は不特定多数という形で考えて、入らないのかな。

法規担当副参事 この定義を文字どおり読みますと、在住、在勤、在学ということでございますので、単なる通過される方は、この定義ですと、含まないということになるかと思っております。

三好会長 それはやっぱり含まれるような規定が望ましいかもしれませんね。そうでないとちょっと、散歩してくる人間もいるわけですから。

三宅委員 多分、問題は、8項の苦情の申し立ての権限が、そうすると、単なる通過者も入るといふ形。

三好会長 それも単なる散歩者で来た人間だっていいんじゃないんですか。

三宅委員 いいですかね。要するに「何人も」といふような形。

石村委員 撮像されているわけだからね、自分が。それを開示してもらおうということになると、やはり私は必ずしも区民でなくてもよろしいかと思えますけれども。

三宅委員 対応は大丈夫ですか。苦情の申し立てが殺到するということは事実上はないですね。本人であることの確認さえとれば、区民以外でも苦情の申し立てを受け入れるという体制がとれば、そこは実務的には余り問題がない。

法規担当副参事 苦情処理といいますか、区民等からの苦情につきましては、現在の情報公開条例でも、事業者が条例の趣旨に反したような個人情報の取り扱いを行った場合には、区長が一定の行政指導できるというような規定、第8に準じたといいますか、第8がその条例の方から引っ張ってきたような規定なんですけれども、そういう規定がございます。その場合には、例えば区民等からの苦情があって、それを受けて区長が指導に入るといったようなケースも想定されますので、そこら辺のところは、広く含めても差し支えないものというふうには考えております。

三好会長 その方はどういう規定にしているんですか。「区民等」ですか。どういう規定になっていますか。

法規担当副参事 それは、特に苦情処理の申し立てという規定ではなくて、事業者等が個人情報の条例の趣旨に反した取り扱いをした場合ということですので。

三好会長 苦情申し立てできる人間。

法規担当副参事 そういった規定ではないんですが、区長がそういう権限を発動する場合には、苦情があった場合も1つその発動するケースになりますので、それを区民に限定するというのではない趣旨でございます。

三好会長 だから、苦情があった場合というのは、苦情をだれが申し立てるということは別に規定してない。

法規担当副参事 それは規定してございませんので、どなたでも、何人でもというふうに理解できます。

三宅委員 杉並区の個人情報保護条例は「何人も、実施機関が管理している自己に関する個人情報を請求することができる。」ですから、一応、区に対しては何人もということで、不服がある場合には不服の申し立てを区にできるのは「何人も」だから、そこは整合性はとれているということですね。大丈夫ですね。

三好会長 それは広げてもいいんだけど、広げると、書き方がね。

三宅委員 ですから、区民のところの定義の中に入れるか。

三好会長 定義の中にどう入れるかなんですよね。

石村委員 入れるか「区民等」とするか。

三好会長 そうすると、区民()、これは含めておいて、その下に「等」とつけますか、括弧とじた後に。

石村委員 それでもいいですね。

前田委員 通行者を区民と呼ぶのはちょっと無理ですね。

三好会長 あるいはこれ全体を「区民等」としておいて、区民等の中にはこういうのも含むんだというふうな解釈をすることにするかですね。在住者云々 在住者は純然たる区民ですけれども、ほかの人たちは本来区民ではない。

石村委員 在住者でも、居所を置いているだけで住所を置いてない場合があるから。

三好会長 そこら辺は何とかなるので、だから、もし「等」を入れるのなら、括弧とって、「区民等」として、それで解釈として、これは散歩に来ている者まで含むんだという趣旨だということにすれば、それも1つのあり方ですね。そうすれば、最後の8の方も「区民等」として。

三宅委員 第3の基本原則のところにも区民というのがありますから、これも「区民等」になりますかね。

三好会長 そうですね。

法規担当副参事 そういう通過者を含むということでございますれば、そういった規定の仕方、それは立法技術のことにもなりますので、それはこちらの方で多少工夫して考えてみたいと思います。

三好会長 ちょっと工夫してみてください。

ほかに、第1でございますか。

三宅委員 「みだりに容ぼう、姿態を撮影されない」というのを一応削除した点ですが、これは、大綱の後ろに何か解説みたいなのを、この専門家会議の審議の経過みたいなものを後につけるような形になるのでしょうか。

三好会長 答申はそういうものを含めた形になるわけでしょう。

区長室長 その辺は、次回これをまとめて、どういうふうな形で答申をまとめるのかということでご議論していただきたいと思いますが、いろいろ論点があったところについては出していただければよろしいのかなと思っております。

三宅委員 それで、自由と権利利益の保護とあって、自由だけちょっと浮いているような感じにも、これだけ見るとそう思うんですが、一応経過を解説の中で書いていただければ、もろもろの自由というのがあって、その中のメインとしては、最高裁の判例にあるようなこういうものもあるということが解説であれば、私は前回も言いましたように、解釈としてもいいんじゃないかなと思うんですが。

三好会長 それと、第3の基本原則のところにかわりに入れてあるんですね。ですから、これが第1の目的では少しぎらぎらするけれども、基本原則でそれを補っているとも言えると思うんです。あるいは、第1の「区民等の権利義務を保護することを目的とする」でもいいのかもしれないね。自由は第3の方にあるから。入れておいた方がいいですか。

石村委員 肖像権は、どちらかというとな自由権の方ですから、やはり自由という形で入れた方がいいと思いますけれども。

三好会長 あと、第1は特にございませんか。

では、また元へ戻ることはあるかもしれませんが、第2について、ご意見、ご質問を伺いたいと思います。

前田委員 下線が引いてあるところですが、「主たる目的が犯罪予防でない場合は、具体的イメージとしてどういう場合を想定しておられるということですか。犯罪予防だけにやっちゃうと狭過ぎる、しかし、犯罪予防目的が全くないものは除かれるということですね。

三好会長 まあ、そういうことですね、

法規担当副参事 前回の大纲案の備考のところにも若干記載させていただきましたが、雇用契約の遵守状況ですとか、商店でありましたら商品の売れ行きぐあいですとか、お客様の流れ方とか、混雑チェックとか、そういったことが主たる目的でつけたカメラの場合、そんなことを想定しました。

三好会長 僕はこれは結構だと思うんですが、書き方の問題として、「主たる目的が犯罪予防でない場合を含む」という書き方よりは、むしろ「副次的に犯罪予防を目的とする場合を含む」というような書きの方が……。主たる目的がない場合というのは解釈すると、副次的目的なのかなと。これはこだわらなければいいけれども、「副次的に犯罪予防を目的とする場合を含む」というふうな書きの方がすっきりするかなという感じ。これは言葉だけの問題です。趣旨は全然異議あ

りませんけれども。

石村委員 いわゆる従たる目的が犯罪予防である場合も含むということですね。

三好会長 あるいは、今のあれからすれば、「犯罪予防を従たる目的とする場合も含む」ということでもいいのかもかもしれませんね。ちょっと検討していただきたいという感じだけですけれども。

石村委員 普通の人を読んで、何となく読みづらいというのはある。

あと、「ディスプレイ」というのは何を意味しているんですか。

三好会長 ディスプレイは条文の中に入るんですかな。

法規担当副参事 一応ブラウン管という……

石村委員 ブラウン管は今ないんじゃないか。

法規担当副参事 モニターというんでしょうか、画像を見る機械のこと。

石村委員 何か、全然問題ないんだけど、私みたいに年とってくると、ディスプレイといってもぴんどこない。まあ日本語にならないものもありますけどね。

三好会長 どういったらいいのかな。ディスプレイというと、普通、映像画面なんですかね。

法規担当副参事 そうですね、映像を映す機器ですね。画面を見る機器というんでしょうか。

三好会長 画面機器ですか。

法規担当副参事 そうですね。

石村委員 ディスプレイというと、商品を「陳列」しているとかの意味にもとられかねないので、要するに用語としてきちっと、いわゆる電子機器の用語として「ディスプレイ」を使っているんだとはっきりさせた方がいいと思います。その点をちょっと言っただけです。

三好会長 適当な用語をちょっと、画面という言葉を使ったらいいのかもしれないですね。

三宅委員 これは録画のために必要な関連機器の中には含まれるんですか。

三好会長 含まれないでしょう。いわゆるディスプレイというときには、例えばテレビ画面を言うので、録画に必要な機器じゃないんですよ。

三宅委員 画像を再生するための機械。

三好会長 そう、画像再生ですね。

石村委員 防犯カメラの定義として、そういう装置を言っているわけだから。

あとは、防犯カメラの性能とかそういうものについて全く問わない形で言うのかどうか。要するに顔面認識とかいろいろなものがあって、とにかく高度なものが出てくるんだけれども、実際に、単に防犯目的なのに、顔面認識とかそういう高度な技術が必要なのかどうなのか問題があります。ですから、やはり一番の問題というのは、本来ならば、費用対効果で考えていった場合に、普通の売薬で治りそうなものに抗生物質をやるような感じで、ただ単に費用だけがかさむという形になることがあるので、ですから、防犯カメラという形で、防犯カメラの性能を超えるようなものもあっても、これくらいの定義よりできないのかどうか。

法規担当副参事 難しいのでございますけれども、要は条例で、技術といたしますか、一定の規制をかける対象として防犯カメラを定義する場合に、どこまでの、性能までを含めたカメラを定義すべきかどうなのか。こういう定義でありますと、ごく常識的というのはおかしいんですけれども、一般的な理解の定義でございますので、例えばそういう非常に高度な顔面認識技術ですとかデジタル技術を使ったカメラも、当然ここには入ってくることになりますね。

石村委員 傾向としては、例えばアメリカのバージニア州なんかでは、顔面認識の装置を使う場合には令状主義の適用をするという形の提示をしてくれています。ですから、そういう令状主義を使うのがいいのかどうかかわからないけれども、特定のもの、犯罪者と思われる人のものを装置の中へ突っ込んで、そしてそれに焦点を当てることによってぴたっと合う。そういう仕組みも全部含むのか。その場合に、いわゆる防犯カメラという形で何も差別化しないと、商店街にそれをつけようと、どこへつけようという形でもいいのかどうなのか。余り要らないこと言わない方がいいのかもしれないけれども。

法規担当副参事 これは、前回お尋ねしたときに、デジタル化した情報を収集するという場合には、個人情報の収集ということになりますので、5,000件以上ですと法の対象にもなり得るのではないかと、法の定める個人情報取扱事業者になり得る。そちらの方の規制がかかりますので、それは法に譲らざるを得ないといいますが、そんな関係になるのかなと思います。

三宅委員 この定義自身は、ある程度広いですから、基本となるものとしては、そういう特別の性能を持ったものも基本的には含まれることにはなります。

三好会長 それが含まれて、では、それをどう規制していくかということになると、今のところは、第3の基本原則で、カメラ及び慎重に取り扱わなければならない。そこら辺の網がかぶさる。要するにみだりにそれをやっちはいかんよという努力義務を負うという程度になるんでしょうね。

前田委員 規制の中身が性能によって違うんでしょうね。カメラの種類分けで書くのは無理でしょうね。

三好会長 さらにもっと進めば、区の方の指導あるいは勧告というふうな問題で対処していくということで、この条例自体は仕方がないかもしれませんね。

では、第2はこの程度にしまして、第3に入りたいと思います。

石村委員 これは基本原則ですから、国、都、それからここには区が入ってない。区、警察、個人、事業者、いわゆるすべてを含むということですから、多分、私人が設置するという場合にも、この基本原則自体は適用になるという前提で、これをここに移したということですね。

三好会長 この前、例に挙がっていたいわゆるストーカー行為をあれするために自分の家の前をにらむカメラを個人がつけるというのは、全部これに含まれるわけですね。

三宅委員 前回、「防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱いに関し」になっていたんですが、今回は「防犯カメラ及び画像を適正かつ慎重に取扱う」という形になっている。設置と利用という文言が事実上は落ちているんですけども、ここは何か意図があるんですか。それとも防犯カメラといったところにもう設置と利用を含むような形か、それとも……

三好会長 上の方で「設置者及び利用者」になっているからじゃないですか。

三宅委員 そういうことですかね。でも、前回は一応「設置者及び利用者は」というのもあったんですけども。設置と利用というのを明示した方がいいのかどうかというのはちょっとあると思うんです。

三好会長 これは、前の方が文章としてはいいですね。「取扱いに関し、適切な措置を講ずるように努めなければならない。」この「措置」はちょっとあれかもしれませんがね。「関し」を入れた方がいいような感じがしますね、言葉としてね。

三宅委員 細かい基本原則でなくなったんですから、できれば、設置と利用という文言は入れておいた方がいいのではないかなと思うんですけども。感覚的にまだ、

消した趣旨がわからない。

前田委員 ここは、意味があるから消したんですかね。

法規担当副参事 防犯カメラということで、設置、利用を含むというふうを考えて、それを落としたんですけれども。

三好会長 入った方がいいですよ。だから、前の言葉をそのまま使ったらどうですか。「防犯カメラの設置、利用及び画像の取扱いに関し、適正かつ慎重にするよう努めなければならない。」「努めるものとする。」か。そうしたら、「設置」が入れば、いわゆる不必要な高度な性能を持ったものはつけてはならないという趣旨、つけたら指導することになるという趣旨が含まれてくるかもしれませんね。

石村委員 読み込みだけやって。

前田委員 これは、不適正であるというこの基本原則が後で、これは注意的に書いてあるだけでなく、一定の効果を持つということになるわけですか。

三好会長 少なくとも行政指導の対象にはなるわけでしょう。

前田委員 国も行政指導の対象になるということですか、警察も。

法規担当副参事 いえ、第7のところの実効確保策の規定がございますが、これはあくまでも義務規定の対象者に限りますので……。

三好会長 ああ、そうですか。取扱者等だけに限定しちゃうわけ。利用者は入ってないわけね。

法規担当副参事 入っておりません。本当に一般的な責務規定だけでございます。

三好会長 そうすると、やるとすれば、事実上指導になるんですね。これにのっ
とらない。

法規担当副参事 はい。

前田委員 そうしておかないと、ちょっと国が入ってくることになると思います
ので。

三好会長 そうですね。

では、第4。これが一番問題のところだと思いますけれども。いろいろご指摘さ
れる点あると思いますけれども、どこからでも結構ですから、ご指摘いただきたい
と思います。

前田委員 大きなマンションみたいなものにカメラを入れるのが増えていくと
思うんですけれども、これは入らないということですかね。

法規担当副参事 第4の防犯カメラ取扱者の定義を、「不特定多数の者が自由に利用できる道路、公園その他の公共の場所」ということですので、そういうマンションみたいなところは、それができない場所ということですので、対象外というふうにとらえております。

三好会長 例えば杉並住宅、ご存じですか、あそこの南の方にある。堀ノ内住宅か。とにかく住宅が建っていて周りがまるで公園みたいになっていますね。あれはすべて住宅の敷地になるわけですね。ですから、あそこは設置しても公園に準ずるような公共の場所とは言えない、そういうことになるわけですね。

法規担当副参事 そこら辺はちょっとグレーゾーンといいですか、微妙なところがあると思います。敷地でありましても、だれでも自由に通り抜けできるとか使えるというような場合はどうなのかとか。

三好会長 立入禁止という表示までは多分ないだろうと思うんだけども。

法規担当副参事 原則そういう立ち入ることができない場所でありますれば、当然適用除外になるということになります。

石村委員 ここの五の「撮影対象者数」というところがあるんですけども、これは、対象者数というものをどういうふうに判別する認識なのか。

法規担当副参事 これは対象者数といいですか、むしろ撮影よりも利用者数というふうにとらえていただいた方がよろしいかと思います。

不特定多数の利用者が同時に撮影対象者になると思われるので、利用対象者というふうな記述の方が正確かなということですのでございまして、利用者の数が一定規模以上のものは、例えばこういう形で義務規定の対象にできるのではないかということでご提案申し上げているものでございます。

石村委員 ですから、それをどういう形で対象者数を区切るのか。届け出制を特にとっていますから。

三好会長 これは恐らく、私がこの前たくさんの人数とかという言葉を使ったものですから、事務局でそれに配慮された面もあるのかと思うんですけども、私は、五の書き方というのは非常に難しいと思っているんです。

私はやはりこれはそれぞれ違うんじゃないか。例えば店舗だったら売場面積というものを1つの基準にして、一定の売場面積以上のものは公共の場所に準ずるといふふうなあり方ができると思います。あるいは劇場、催し物場、こういうところで

したら、座席数というもので、また基準にすることもできると思います。それぞれいろいろ、きょうお配りいただいている杉並区特定建築物一覧表というのがありますが、面積だけから見ると、こういうふうなものが大きい面積を有するものだというふうになっているんですね。

で、学校というのが上にずらっと並ぶわけです。この学校の中でも、いろいろな学校がありますが、例えば同じ小学校でも面積の大きいのと小さいのとあるものですから、私は杉並区に住んでいますからあれなんですけど、阿佐ヶ谷中学は入るけれども、ほかの中学校で入らないのがあるとか、あるいは杉並第十小学校は入っているけれども、第六は入っていないとか、こういうことになるんですね。

ですから、こういうものについて、面積を基準にしたり、児童数を基準にしたりするということはちょっとまたおかしいんじゃないかなと。学校なら学校、各種学校はちょっと問題は別かもしれませんけれども、大学、高校、中学と、こういうものについては、対象にするかしないかということで一括処理が必要かなという感じもしますし、それから、事務所というものは、幾ら面積が大きくても不特定多数の者が出入りするという公共の場所とは縁遠いというふうに考えるので、かなりの面積があっても事務所が入るといふふうにはちょっと考えにくいんじゃないか。

それから店舗は、例えば、荻窪にありますルミネとか、それから阿佐ヶ谷には大きな西友がありますけれども、それぞれここに挙がっていますかな、ああ、ルミネ荻窪とありますね。それから、株式会社西友阿佐ヶ谷店、サミット和泉店とか、こういうのはかなり大きいスーパーなんです。ですから、こういうものは入ってきているのかなと。

ですから、それぞれによって、店舗だったらこういう基準で判断するとか、集会場だったら、あるいは催し物場だったらこういう基準で判断するとか、それをそれぞれ規則か何かにゆだねるような形というのが必要になってきやしないかなという感じがしているんです。

石村委員 ですから、規則にゆだねるということで私は基本的にはいいと思うんですが、五の撮影対象者数という形で規則にゆだねるのがいいのか。

三好会長 ですから、店舗、それから催し物場、その他と書くとまずいかもしれないけれども、規則で定める一定の基準を超える規模のものということにして、規則でもって売場面積を決め、あるいは座席数を決める、そういうやり方をしたらど

うかなと。

石村委員 撮影対象者数と書かないで、規則で定める数値を何か基準を超える、そういう形の、前の主語を除いた撮影対象者数というのは……

三好会長 そうすると、防犯カメラの方に着眼しますか。これは一定数を超えるというのは、対象者数なんですね。防犯カメラの数じゃないんですね。

石村委員 規則で定める基準を超える何か、主語がないと。

三好会長 主語は、店舗とか興行場とか、あるいは何々で規則で定める基準を超えるものと、そういう書き方をした方がいいかなと。

区長室長 このところなんですけど、どういうふうに公共空間を定義づけるのかというのが非常に難しいところなのかなということで、この資料(4)も、先ほどちょっとご説明きちんとしてなかったんですが、その素材にということで、区内の特定建築物、下に書いてございますが、興行場、百貨店、店舗、事務所、学校、共同住宅等の用に供される相当程度の建築物で、5,000 平米以上で、杉並区で拾っていくとこういった建物があるということで、これは、学校を個々に規制の対象にしようとかそういったことでは全然ございませんので、誤解のないようにお願いします。こういうふうなところがあります。

それと、あと1つは、ここにはJRが出ておりません。阿佐ヶ谷駅ですとか高円寺とか、最近JRは、ホテルですとかいろいろ、駅だけの機能から生活空間に広がっている。こういったところも含めて、これを公共機関に持っていったらいいのかどうかも含めて、少しご議論していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

三好会長 今JRの問題が出ましたけれども、阿佐ヶ谷駅はJRの駅ですけども、その中に店舗がある。そうすると、駅利用の目的外で、店舗利用の目的でその構内を歩くという人も結構出てくるわけです。それで、ご承知だと思いますけれども、駅前の広場がある。広場というのは、いわゆる公共の広場です。これはそのまま、公共の場所と、最初の定義規定に入ると思うんですけども、あるところから駅の構内になるわけです。屋根はついてなくても、駅の構内である土地があるはずで、そことか、今言ったように店舗の目的でもってそこを通行する人が出入りする。自転車なんか押して歩いている人もいるし、いろいろ駅の構内を歩くわけです。そこら辺を果たしてこの届け出の対象にするかどうかということの問題がある

わけです。

石村委員 1つは、私もよくわからない、調べてないんですが、JR自体が、東日本なら東日本全体で多分監視カメラの管理規定が何か持っているんじゃないかと思えますけどね。ゼロということはないと思うので、その管理規定の部分と、それから、これは多分JR東日本なら東日本で、全体にそれが適用になる管理規定だと思うんです。だから、阿佐ヶ谷駅だけではないと思うんですね。そうすると、それと、要するに区の条例との整合性の問題が出てくる。JRの駅については監視カメラの管理規定があって、それと区の条例と抵触する場合には、区の条例が優先するという形になると、管理規定が、JR全体のものと阿佐ヶ谷駅だけのものとは違うものにならなければいけないという形になるので、その整合性の問題なんかどうなるかなと思うんですよね。

法規担当副参事 その点は、むしろ私どもの方が皆様にお伺いしたいところでございますまして……。

石村委員 だから、管理規定があれば、僕ら見ればわかるんですけどね。もしあるとすれば。

三好会長 恐らく、おっしゃるように管理規定はあると思うんです。だから、そのところを、区として一番単純な態度をとれば、JRの管理する土地建物は含まないとやってしまえば、一番簡単に分けられるわけですけども。

石村委員 あるいは、規則にいわゆる別表を設けて、管理対象となる施設とかをばあっと書いていくというのも1つのやり方ですけどね。

三宅委員 後の手当てが大変でしょうね、増えたりしたときに。ある程度規定がないとね。

三好会長 この前調査された場合に、JR等の調査はなさらなかったんですか。

総務課長 入っていましたがけれども、すべての駅では回答はなかったわけです。

三好会長 すべての駅からなかったの。

総務課長 いえいえ、幾つかの駅からはあったんですけども、私鉄も含めまして。

三好会長 JRは、回答のあった駅はどんなふうに管理しているという回答だったんですか。

総務課長 そこまではアンケートで求めてございませんでした。

石村委員 本当は個別に対応して、管理規定を出してもらえばいいんですよね、何を使っているか。それをちょっと見ないと。

三好会長 どの範囲を管理しているか。

石村委員 そうすると、条例ができると、もしかすると、JRの管理規定自体を直していかなきゃいけない問題も出てくる可能性が出てくる。

三好会長 今度そうなると困るのは、JRとしては、言ってみれば、東日本管内統一行動をとっているのに、杉並区に駅を持つところだけは管理規定を変えなくちゃならんと。これはちょっとJRとしては困るだろうと思うんですよ。

石村委員 でも、しょうがないんじゃないですか。JRは民間企業なんだから。

三好会長 民間企業だけど、ちょっとJRに対して酷というか何というか、JRのあれを害するような気がするんですね。

石村委員 JRだけじゃなくて、営団地下鉄とかも入っていますね。

法規担当副参事 それから、全国展開をされているチェーン店とかチェーンストアとかもやはり同じことが言えるんじゃないかと思います。

三好会長 チェーン店の方は、まだ割に解決しやすいような気がするんですよ。例えば西友が持っておるというんだったら、杉並区に設置している西友はこうしてくれということは言いやすいんですよね。

石村委員 でも、JRの方も、区の条例があるのにそれに従わないで駅の業務をやるというのは、それはやっぱり問題になるんじゃないのかな。

三宅委員 JRは監視カメラはどこについているんですか、杉並区の駅の構内の。

総務課長 個数は一応アンケートで聞いたんですけども、どこについているかということは聞いていません。やはり向こうもちょっとセキュリティーの関係もあると思うので、一応アンケートの内容については、お答えいただけるような内容のアンケートを出しましたので、具体的にどこに設置されているかということは聞いてございません。

三宅委員 私も、ここに出ている大きな店舗に若干法律相談で関係しているところがあるので、そこで言うと、駐車場の部分とか入り口の部分に幾つかついているんですよね。それは防犯というより、お客さんの流れと、駐車場の場合には駐車場のいろいろな盗難とかがありますので、そこは防犯的な機能もある。

ただ、個数はわかりますが、管理規定なるものはいまだかつてずっと指導したこ

とがないので、多分ないんですよ。JRもどの程度ありますか。かなり細かいやつは多分ないと思うんですよ、画像の取り扱いとかそういうことまで含めてね。

前田委員 東京都で交通局の地下鉄がありますよね。あれなんか規則があると思うんですけどね。ただ杉並区は都営地下鉄は通ってないわけですよね。都営地下鉄になってくると、今度、都の規制とどうなるかというのはまた面倒くさい。JRは民間だからかぶせられるかもしれないけれども、交通局のやつを杉並区でコントロールできるかという問題が出てきますよね。

三好会長 最初のあれで都は除いていますからから、都は大丈夫です。ありませんし。だから、杉並区の鉄道の問題とすれば、井の頭線とJRと営団地下鉄。

前田委員 さっき話が出たように、純粹に公共の広場の防犯目的だと所在を明らかにしてというのはあれですけども、目的によっては隠しておくカメラもあるかもしれないですよ。

石村委員 隠しちゃいけないんだけどね、基本は。

前田委員 ただ、目的によっては、商品を盗まれないようにするための……

石村委員 それは多分個人的な目的だろうから、これには入ってこない。それは防犯か、やっぱり。

三好会長 やっぱり広い意味の防犯でしょうね。ただ、どっちが主たる目的か、客の流れが主で、でも、従たる目的も入ることになったから。

三宅委員 それも入ってきますね、そうすると。

前田委員 だから、出したくないカメラ、さっき事務局がおっしゃったので気になり出したんですけども、アンケートに答えてもらえないような設置場所の問題が出てくるとちょっと……。

石村委員 だけど、基本的な考え方として、要するに肖像権というのはプライバシーの点ですが、本人の同意を原則とするというのは無理だから、同意を得ないで撮影をするということ自体が問題だと。だから、それを回避するために、いわゆるディスプレイをする。つまり、ここに監視カメラが設置されていますというふうに書いて、それによって、いわゆるプライバシー権なり肖像権、本人の同意を得るとというのが1つのルールになっているわけで、諸外国の例を見ても、覆面カメラとかそういうものは、令状主義とかそういうものがあるもの以外は原則としてだめだというのが基本的な考え方になっている。そうでないと、先ほど言った基本原則の、

みだりに撮像されない自由とか、そこのところが何も保障されない形になってしまうので、基本的には、覆面カメラというのは認められないというのが諸外国のルールなんで、何で日本だけ、それでは覆面カメラを認めるということになるのか。それは基本的な肖像権に対する考え方の問題になるんじゃないかというふうに感じますね。

前田委員 要するに警察で使うようなものとか交通の何とかシステムというのは、覆面も含めて、それがなきゃ国が動かないと思いますけれども、だから、一挙にやったときに、杉並区はほかのところよりはカメラの入れにくい区であるということになる。

先ほどの事務局の説明で、駅なんかの構内は微妙なところなんではないでしょうか。区内にあるカメラは全部、捜査目的以外のものは公示せよというのは1つのやり方だと思いますけれども、全部届け出させると。

三宅委員 微妙なケースで言うと、例えばスーパーマーケットで、必ずこの商品だけを万引きするというような人が何となくいらっしゃるような場合もあるんですよね。そういう場合にすべて届け出をして、非常に微妙なケースで、取ってないとか取ったとかというようなことが議論になるときに、では、監視カメラを設置してチェックしてみようかというのが場合によっては出てくるんですね、私、実際に相談を受けたりしていると。

その辺は、これは原則全部届け出ですけれども、先ほどおっしゃった令状主義とか令状主義に準ずるような場合、例えばお店の中、これだと五で店舗入りますよね、一定数だから。五で入ってしまうと、そういう場合に随時、この商品の万引きの事案についてだけちょっと撮りたいといったときに、場合によっては撮れなくなるんですね。だから、例外的に、公共とか秩序の維持のためである場合はこの限りでないというような、場合によって例外規定を設けるのかどうかなんですけどね。そのあたり、個人情報保護法なんかでも例外規定があるから、届け出主義の例外を設けるのかどうかという議論に、前田先生の議論を発展させると、なると思うんですよ。そこは原則すべて届け出にするのか。

三好会長 それは届け出制はした方がいいと思うし、カメラの台数も届け出でいいんだけど、設置場所ね。例えばこれでこのままやるとすれば、店のどこかに掲示して、こことここに防犯カメラがありますと、図面を表示するというような形

をとらなきゃならないことになる。そこまでを要求するのかということの問題になるわけです。ですから、おっしゃるように、確かに容ぼうをみだりに映されない権利は尊重しなければなりませんけれども、そこを防ぐのは、むしろそのカメラでとらえた画像をどのように厳重にみだりに用いないようにするかということによってかなり防げるわけですね。

石村委員 だけど、みだりに用いられるのかどうかと本人が確認するためには、撮られているということがないと……。

三好会長 ですから、撮られることは、いわゆる防犯カメラ作動中、あるいは設置中ということをつけることによって、みだりに撮られる危険があることは了知する。だから、もし必要があれば、本人公開の問題があるから、映っているのはどうなのか見せろという権利もあるというふうになる。しかし、それ以上は、画像を必要最小限度以外は見せない、だれにも見せないということによって保護する。その方法の方に重点を置かないことには、こういう時代になってきて、この間のアンケートを見ましても、かなりの区民あるいは普通の人たちが、いわゆる画像に撮られるということの何らか漠とした嫌な気持ちは持っているけれども、しかし、どうもつけた方がいい、つけた方がいいというのが非常に多いわけです。

ですから、どうしても、今回のこの問題を処理していくのは、その調和を考えなくちゃいけない。そうすると、今おっしゃったように、場所まで図面でもって表示して、こここのところに幾つありますよ、ここここにありますから、そうすると、そこら辺が死角になりますよということを教えるようなものまでみんなに見せることを要求することは、やはり私はむしろマイナスではないかと。

石村委員 会長のお話を聞いていて、簡単に言えば、覆面カメラについては、三好会長は認めるべきだという考えですか、それともそうじゃないのか。

三好会長 覆面カメラというのは、要するに、どこにあるかわからないカメラが店の中にあると。

石村委員 あるし、それから、その表示もしてない。

三好会長 カメラが作動中であるということは掲示してある。

石村委員 だから、大体の図面はないとしても、設置されているところには、今撮影中であるとかということの掲示はあるんだけど、掲示をしない設置を認めるという、そういう例外を認めるという考え方ですか。

三好会長 ですから、作動中の掲示はしなくちゃならない。作動中の掲示はするけれども、どこの箇所に幾つあるかということまでは示す必要はないんじゃないか。

石村委員 通常、覆面カメラという定義は、多分、作動中であるとか撮影中であるという表示自体がないということだと思うんですね。そうすると、一応撮影中であるということは表示してあると。

三好会長 今でも、方々の店入ってみても、防犯カメラ作動中とかというのは、コンビニなんかでもあるわけです。

石村委員 だから、本人の同意を原則とするというね。

三好会長 そうそう、それで同意を得ている形をとるわけですね。だから、そこまでが限度じゃないか。それ以上に、どの方向に映すということまでは無理だろうと。

前田委員 駐車場やなんかでも、カメラがあるよというのが脅しとして、悪いことをしない効果として作動中というのは大事なんですけども、どこにあるかというと、そこをよけて、映らないところをねらって取っていくこともある。

三好会長 そこに幕となる人間を置いておいてやればいいわけですからね。

前田委員 だから、商店でも、今、万引き被害がものすごいですから、特に本屋さんですね。だから、これはもうカメラの力がないとつぶれちゃうわけですよ。

石村委員 ただ、将来的に言うと、商品にICタグをつけるとかね。

前田委員 ICタグが、値段がどれだけ下がるかなんですけれども、全然今のところはペイしないわけですよ、800 円のものに 800 円のタグをつけて売っているというんではあれだから。やはりそのところは、会長がおっしゃるような形で、防犯カメラ作動中というのを公示すること自体は非常にいいんだと思うんですね。ただ、カメラの所在とか何台とか、図面まで出せとやっちゃうと、これはちょっとまずい。

石村委員 だから、届け出の段階ではそれは必要としても……。

三好会長 届け出も、それを変えたときにまた届けなくちゃならないでしょう。

石村委員 それは、イギリスの例なんか見ますと、インターネットで全部できるようになっていますから、多分それは簡易に今はばんばんと。

三好会長 そこは企業秘密にしておいた方がいいような気がしますがね。

石村委員 届け出をもらった方自体は守秘義務があつて。どうだろう、情報公開

の要求があれば開示するか。

三宅委員 これは基本的には情報公開の開示になりますよ。だから、問題は、利用基準を定め、届け出なければならないというので、この3ページの一番下の右端で、防犯カメラ取扱者に基準の届け出を義務づけるのか、あるいは設置の届け出を義務づけるのかと。基準だと、ある程度抽象的な、こういう基準で設置していますという形の話になるから、三好会長的なニュアンスがこちらの方だろう。

設置の届け出となると、設置場所なりそういうことが具体的に届け出のニュアンスになるのかなと思うんですが、いずれにせよ、これは規則でどう定めるかという規則事項の中にかかわりますけれども、利用基準を定め、これを届け出だから、一応利用基準だと。カメラ設置利用基準の届け出だということであれば、例えばスーパーマーケットにして、防犯上特定の人を対象に、特定の物品の盗難防止のために、場合によってこれ以外に設置することもありますというような、そういう基準を何か定めてというようなことが認められるのかどうかということですね、利用基準の届け出という形なら。

石村委員 アメリカなんかもそうなんですけれども、いわゆる顔面認識技術を入れて、1回でも2回でもとにかく問題を起こした人の顔面の情報を、カメラのデータの中へ入れちゃうんですよ。それで、その人間がそれを通過した段階で排除するという仕組みを考えてきますから、果たしてそういう形でもいいのかどうなのか。これは先ほどの防犯カメラとは何かという議論のところとも結びついてくるんだけど、要するに防犯カメラで何を設置してもいいといたら、営業の自由を考えると、スーパーマーケットのどこでも、常習的に万引き犯とかそういう人の写真なんかをどんどん中に突っ込んで、それで顔面認識を使えば、その人が通っただけでもう排除できるという仕組みができちゃうので、だから、そういう形での監視カメラの使い方ということも当然視野に入れて……。

三宅委員 将来出てきますね。

石村委員 いやいや、将来じゃなくて、もうそうなんですよ、現実に。だから、そういう問題も視野に入れた上で、そういうことも入れて考えた場合にどうかということもちょっと考えてほしいと思うんですね。何に使っても、要するに監視カメラの性能について何の制限もないわけだから、今回は。

前田委員 ただ、私が危惧するのは、余り具体的に細かいものまで出して、結局、

杉並区は防犯カメラを置きにくい区だと、だから、杉並区だけは防犯カメラを使うのはやめましょうという宣言をしちゃうと、杉並区にとって非常にダメージになりますよね。ほかの区がやってないのに、杉並だけはカメラは余り入ってない区だという宣伝になっちゃうと、非常にマイナスの効果だと思いますね。

石村委員 ただ、一方でこういう条例を先駆け的につくるわけですから、つくる以上、いろいろなところに対するひな型を提供することになるので、余りちゃんと議論しないものでほんと仕上げて、それが逆に監視カメラを設置する呼び水になるということであってはやはり困るので。

三好会長 まさかこれで呼び水にはなりませんよ。むしろ、この届け出制にするということ自体だけでも、かなりほかの区には先駆けているわけです。ですから、これによって、今前田先生もおっしゃったように、私はやはりシュリンクすることが起きたら非常に問題だという気がする。そうしたら、その責任はだれが負うか。シュリンクすることによって、因果関係をどういうふうに認めるかわからないけれども、むしろそれによって万引きが増えたりなんかすることになったら、区はどういう責任を負うのかということの問題になってくる。

石村委員 そこは、私が考えるには、多分、今三好会長が言われたことなんですけれども、監視カメラが使いにくいとなると、ほかの手段を必ず考えますから、それは余り考えない方がいいと思う。

前田委員 注意しておかないといけないのは、国と都は監視カメラを進める方向で施策を打ってきていますよね。東京都全体で今度監視カメラ推進をやるわけですね。その中で杉並区だけは逆行すると。それはいろいろな考え方があっていいですけども、恐らく都がつくろうとしているのは、全くこういうものとは違うと思いますね。これは明らかに監視カメラから区民を守るためのもの、都が考えているのは、監視カメラによって都民を守るものという発想だと思うんですよね。

私は対立するものじゃなくて、都の側だって、監視カメラが入ることによって起こるプライバシー侵害は最小限に抑えなきゃいけない、その具体策をやっていかなきゃいけないと思うんですけれども、こっちの側でこういう考え方でやるのも1つの方向性としていいと思うんですけれども、余りそれをやり過ぎちゃうと、ぎらついて、現に細かい設置場所まで書いて出さなきゃだめだと言われたときに、ほかの隣の区で同じチェーン店の中で簡単に出して、むしろ補助金まで出て監視カメ

ラ入れなさいと言っている区があって、片一方では、やる以上細かいことを書いて出さなきゃいけないし、監視カメラは本質的に悪であるというスタンスが強く出過ぎちゃいますと、杉並区にとってはマイナスであるという感じが私はするんですけども。

三好会長 私は、杉並区にとってはどっちでもいいので、区民の立場からすると、それによって守られる区民が大多数であるわけですよ。区民の中には女性もいるし年寄りもいるし、そういう人間がやはり安心してまちの中を歩ける、安心して買い物もできるし、その方が重要なんで、それと、いわゆる容ぼうなり何なりの自由を守るということの調和としての条例であるべきなんです。ですから、守ることだけをほかの区に先駆けてやるんだということの意識でこの条例を考えるのは、私は余り賛成しがたいという感じを持つわけです。

ですから、余りにも乱用するようになれば、規則事項ですし、こういうことも届けるということで改正しなくちゃならない事態が起こるかもしれませんけれども、当面の事態としては、むしろ届け出はそんなにややこしいものとはしないということの方が妥当なんじゃないかという感じがしております。

三宅委員 今の議論のところで、要するに規則事項で、設置場所の明示に関する事項のところ、場合によって、そういう大きな店舗の中のものについて設置場所を明示しないで済む例外的な事項みたいな要件を書けるのかどうかという1つの議論。

それと、もう1つは、「法令に基づき、画像を設置目的以外の目的に利用し又は提供する場合は手続き」とありますけれども、これと一緒に、法令に基づき設置場所を明示しないで設置する場合の手続とか、何かその辺に絡むんじゃないかなと思うんです。

三好会長 それは例外にするより、むしろ原則としてはそんなややこしい届け出までは必要としないと。

三宅委員 いやいや、それはなぜかというのと、ここだと、第5の義務規定で、「防犯カメラ取扱者及び防犯カメラ管理責任者は、防犯対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラに関する次の各号に掲げる事項を表示しなければならない。」というので、二で設置場所があるものですから、今おっしゃっている話だと、この5の二のところちょっときついということになってくるんじゃないかなと思うんですね。

だから、私は、一応義務規定として5の1の二で設置場所を書くのであれば、ある程度例外的なものを書かざるを得ないんじゃないかなと。それが、5の1の二で設置場所を落とすかですね。

三好会長 むしろ落とす方だと思いますね。

石村委員 これは場所につけるというやつじゃないの。違うのかな。

三宅委員 いや、見やすい場所に表示だから、店舗に、こういうところに防犯カメラをつけていますよというのを表示するんですよ。

法規担当副参事 設置場所の箇所を、例えば地図みたいなところに表示するという意味です。

三好会長 私はそれは行き過ぎだと。

石村委員 それはちょっと考えた方がいいかもしれない。

三宅委員 だから、コンビニとかの入り口に「防犯カメラ設置店」とかいうのを書きますよね。だから、そこに入るときには、容ぼうが映されることを承知の上で入っていくという形になるわけですから。

三好会長 入り口に「防犯カメラ作動中」と。私は作動中というより、防犯カメラ設置と書いておくだけで、作動しているかどうかは店舗の方の自由で、設置であると思うんですけども、セットだけ、それは各階に書くか入り口だけに書くか、それはいろいろ大きい店と小さい店によって違うでしょうけれども、それだけあれば、場所の特定までするべきではないんじゃないか。もしどうしてもというのなら、区役所への届け出だけは設置場所をあれするという事は起こるかもしれませんが。それでもかなり、先ほど前田さんのおっしゃった、杉並区はややこしい区だということの印象づける結果にはなるとは思いますかね。

石村委員 さっきからややこしいのはいけない。できるだけ野放図なものをつくれればいいといった雰囲気があるんですが。イギリスの、確かロンドン市内でしたか、ふつうの市民がそこを1日歩くと大体300回くらい撮られるという状況なわけですよ。やはり、こうした状況なる可能性も織り込んで、かなり透明な程度のルールをつくらないと。

前田委員 いや、だからここは日本なんでね。

石村委員 いやいや、日本だからいい加減でいいということにはならないんで。

前田委員 ほかの地域の中で杉並区だけがややこしい規制が要ということが

得策かどうかということで、だから、全体で一致してある程度同じ基準ができてこないとまずいというのが本音ですけれども。

だから、今日本の状況の中で犯罪を防ぐということにより重きを置くべきなのか、治安対策という言葉はよくないですけれども、それとも人権対策で、カメラによる人権侵害がこれだけ増えているから、結局、微妙な差なんですけれども、地域によってとか政党によって、同じ犯罪対策とか人権対策とか言っても、結局どちらを主に考えるんですかということで差がついてきて、恐らくそれが政策的にも争点になってくると思うんですね。法律の世界は、ただ丸かバツかではなくて、どちらが正しいかという選び分けをなるべくしなくて、その中間で調和点を求めるという作業になるんだと思うんです。そのときに、さっき会長がおっしゃったように、両方の納得のいく、折り合いのつくところだということだとすると、余りにも、プライバシー権の側を守るためという方向に振れ過ぎると目立っちゃう、突出しちゃうということなんだと思うんですね。

ですから、ここは日本だと申し上げたのは、間違いなく国でも政治的なイシューとしても間違いなく出てくると思うんですね。東京都でもつくろうとしている。その大きな流れの中で、一番先端的で、個人のプライバシーを徹底、保護する杉並区というのを徹底するというのは1つの方針で、それは区長さんの考えはいろいろあっていいと思うんですけれども、それによって、具体的にお店の側がカメラを設置しにくくなるというような反響が出てくると、住民の側から不満が出てくるということだと思います。

三宅委員 だから、設置場所と明記するやり方と、防犯カメラの防犯対象区域を明示するという形にしておけば、映る場所は、エリアはこの辺ですよということがはっきりすれば……

三好会長 それは店内一円ですよ。

三宅委員 だから、それはそうなるんですが、それを明示しておけば大体済むんじゃないですかね。今の設置場所というと、カメラがどこにあるかという全部になっちゃう。

区長室長 ご議論を聞いていますと、いわゆる義務規定といいますが、届け出をする問題と、取扱者がカメラのその空間の中を広く区民等に明示する問題というのを分けて、そういった中で整理するのも1つのやり方なのかなという感じはいたし

ます。

三好会長 1つの調和策ですね。届け出はある程度詳細なもの、それでも前田さんの心配するややこしいということは起きると思いますけどね。少なくとも最低限、店内に、消火栓の置き場みたいに、こことここに防犯カメラがありますよというふうに掲示しなければならんということは、私はマイナス以外の何物でもないような気がするんですね。

三宅委員 防犯対象区域内の特定ということにすれば、カメラの映るある場所みたいな、包括的には、ただどこにあるか、設置場所が……

三好会長 だから、その区域が漠たるものでいいと、店内一円と。

三宅委員 それは図面で明示するとか、その規則の内容によると思うんですよ、規則をどの程度細かく書くかによって。1行でよければ店内一円ですけれども、ただ、スーパーのお店なんかでも、時々、トラブルメーカー的な人が苦情に来られたときに、事務所で苦情についてある程度記録しないと、将来の刑事事件にかかわるときの記録にならないことがあるんですね。そうすると、防犯対象区域内から事務所を除いて届け出をしておくという事はあり得るわけです。それは、一般的には商品の万引きとか客の流れとか、その辺とはかかわりのない事業所の事務部門のエリアですから、それは店舗内一円とか一帯とかいう形で、書くときに、私が個別に企業を仮に指導するとしたら、図面をつけて、事務所のところだけは除外して届け出なさいと多分言うでしょうね。そうしないと、結構、我々もそういう現場に立ち会って、身の危険を感じながら交渉することはあるんですよ。例えば駐車場の問題とか、駐車場で車が傷ついたときの交渉とか、いろいろ出てきますので、そういうときには、防犯カメラではないカメラという適用除外になるのか、やはりちょっとなりにくいと思うんです。

だから、そここのところをある程度保障していただくことをすると、設置場所がここにあるというのを個別に明示するという形で、ただそれを全部届け出をするというのは1つで、届け出をした上で、これは情報公開の条例でも開示しませんよという取り扱いにするなら、区役所だけはわかるということになるけれども、しかし、実際に届け出されたものを全部情報公開で非公開にするというのはなかなか難しいだろうと思うので、そこは余り情報をとらない方がいいということもあるんですよ。

だとすると、今、五の店舗のところが問題になっていますけれども、防犯区域対象のエリアはどこかということがある程度わかれば、ここはどこかから映されているんだというのはわかるというような形でいいのかどうかという議論をちょっと詰めておいた方がいいと思うんですけどね。それよりとにかく、ここに設置したら、ここに設置してその場所を変更したら直ちに全部変更しなきゃいけないのか。そこは届け出の義務の内容による。

石村委員 1つだけ確認しておきたいのは、設置されているということを表示することについてはいいわけですよ。

三宅委員 設置されているということはね。その場というのは防犯対象区域……

石村委員 だから、届け出事項はアバウトでも、内規で、どこに設置されているというものを自分のところで持っておきなさいという考え方もあるわけですよ。

一番の問題は、市民の方が、消費者の方がどう考えるかの問題で、消費者の方としては、これはイギリスであったケースはそうなんだけれども、結局、表示しないと、一番盗まれるところが水着の試着室とかそういうところになっちゃうんですよ。そのまま着て逃げちゃうんですよ。そこへ設置すると客が逃げるし。だから、何も表示しないで、水着の試着室に防犯カメラを設置してもいいんじゃないかという議論があったんだけれども、結果としてはどうなったかということ、やはり設置をなさないと。それでお客さんが撮られているんだということを知った上で水着の試着もすべきであると。それで、もしお客様が来ないのであれば、それは商店主の方がそのリスクは負いなさい、そういう考え方なんですよね。だから、そのところ、要するに単に万引きされるから、あるいは試着したまま逃げてしまう人がいるから、そういうところはどうのこうのという議論をするんじゃなくて、やはり原則としてはすべてに対して表示はすると。ただ、どこにあるかを全部の図をどうするかというのは、また別の問題なんじゃないのかな。

三好会長 表示というのは、設置してあるという表示。

石村委員 試着室に書けばいいんじゃないですか、もしやるならね。

三好会長 だから、それは私は構わんと思うんですよ。

石村委員 もしやらないなら、盗まれてもしようがないということで……

三好会長 だから、むしろ、ここは防犯カメラの行き届かない場所ですよということがわかるようにすることは無防備都市を宣言するようなもので、私はそれは反

対だと言っているんです。

石村委員 それはあります。

三宅委員 だから、それは、防犯対象区域内の見やすい場所に、防犯カメラ作動中である旨の表示なんですよ。それは僕はいいと言っているんです。それは大丈夫なんです。それはいいんだけど、第5に行くけれども、第5の義務規定のときに、防犯カメラ作動中である旨の表示はいいんですが、その上に、二に設置場所というのがあるでしょう。設置場所とここに書いてあると、店舗内の全カメラを、設置はここにあるということを言わなきゃいけない規定になっているけれども、これはこれとして入れた上で、犯罪防止のための場合は除くというような除外規定を入れるのか、それとも設置個数と防犯対象区域内の特定ということをするだけで足りるのか。つまりこのエリアは設置されている、しかもそれで防犯カメラ作動中でありますよというのがついていれば、どこにカメラがあるかわからなくても、ああ、映っているということはわかるわけだから。

三好会長 要するに1つの威嚇効果なんですよ。ですから、それぞれに……

石村委員 威嚇効果はまずいでしょ。

三好会長 それでなきゃ意味ない。

石村委員 つまり、模造カメラは絶対に設置してはいけないというのが欧米の考え方です。だから、いかに威嚇効果があろうと、何も撮っていない、デコイ、つまり模造のカメラはいけない、というのが基本になると思います。

三好会長 その模造カメラの問題は別として、要するに威嚇と、それから犯罪が起きた場合の証拠、このために設置するんですから、ここは映らないところですよということ、あるいは個数を書いて、ここは手薄なところですよというふうなことをあれする必要はないので、要するにこの店内は防犯カメラが設置してありますよということを表示して、入る人たちはそれを承諾して入れればいいわけだね。私はそこまでが限度だと思うんですよ。

前田委員 ただ、日本では模造、デコイはいっぱい使われていますよね。違法だとは必ずしも言われてないと思うんです、日本では。

三好会長 模造カメラ、僕は今言う資格はありませんけどね。

前田委員 大きなスーパーとかを入れて、しかも監視カメラ、防犯カメラの場所を完全にわかるように置かなきゃいけないとやっちゃうと、これはお店の側から相

当パニックといえますか、いや、杉並区には出店できないと。

三宅委員 そこは、だから例外規定みたいなのを、犯罪予防のための、何か特別の要件を、特に必要な場合とか……

三好会長 例外規定を設けるよりは、ややこしくする必要はないと思うんですよ。

三宅委員 そうだとすると、第4のところの規則事項のところと第5のところの1項2号の設置場所をとるかどうかという細かい議論になりますよね。そういう議論に収れんしていいかどうかですね。そこを残しておいて除外のような例外を、ただ例外を設けるとややこしいということなら……

三好会長 だって、防犯のために設置する場合を除いたら骨抜きになるんですよ。全部防犯のための設置なんだから。

三宅委員 防犯対象区域がある程度特定されていれば、そういうエリアでは大体わかるということにならないか。そこなんだな。

石村委員 ちょっとやってみないとわからないけれども。それから3番目の「防犯カメラ作動中である旨」だから、模造カメラは全部禁止されますよね、原則的には。

三宅委員 これは、規則の中で設置場所の明記に関する事項というのがあるんだから。

三好会長 私はこれはちょっと、さっき申し上げたように、作動させるかどうかは店の自由なんで、設置だけで。

石村委員 作動中である旨だから……

三好会長 この点は僕は反対なんです。作動中じゃなくて、設置してあると。

石村委員 僕は、3番目の「防犯カメラ作動中である旨」というのは、要するに模造カメラを防止するための規定だと思っています。

前田委員 それだと、やっぱり杉並区はたたかれちゃいますよね。

石村委員 模造カメラをつけてはいけないというのは国際的常識だから。

前田委員 常識ではないですよ。幾ら先生がそうおっしゃったって通用しないんだから。

三好会長 今のように規制を厳しくする方向へ、これ以上厳しくする方向へはね。

石村委員 いや、全然厳しくないですよ。

三好会長 いいじゃないですか。模造カメラで犯罪が防げるなら、こんなに安上

がりでいいことないじゃないですか。

前田委員 ポスターだけで防いでいるところもかなりあるので、それを違法だなんて言っちゃったら、それはもう……

三好会長 だから、僕は「作動中」はやめて「設置」にしておけというのは、設置してあって、動いている動かさないはこっちの自由なんでね。

石村委員 「作動中」と明示すること自体は、非常に重要なことなんですよ。

三好会長 いやいや、「設置中」でいいんですよ。

前田委員 少なくとも模造カメラがだめだということは、一般の人には説得力持たないと思いますよ。だから、安くて犯罪が防止できるのに、それに、模造カメラなんて、だれの人権がどう侵害されるのか。だから、カメラを怖がってやめる人がいたら、それはいい。高速道路だって模造カメラいっぱい入っているわけでしょう。動いているのはほんの一部ですよ。それで違法だなんて全然問題にならないので。

石村委員 そんな萎縮効果をぼんぼんぼんぼん与えるような仕組みをつくって何がおもしろいんですか。

三好会長 いや、おもしろいじゃなくて、それが犯罪防止で、国民の安心感が生まれるわけですよ。

石村委員 何も作動してないものを作動しているように、そういう雰囲気を持たせて、そういうような形でやるのは、やはりちょっと何か警察国家の発想なんじゃないか。

前田委員 犯罪抑止の中の一般予防というのはそういうものですからね。

三好会長 この間のアンケートの中だって、警察官を増やせという意見だって結構あるわけだね。

三宅委員 ただ、これはカメラの画像についての義務までがあるわけだから、その辺をどうなっているかということをはっきり届け出なければいけないという形になると、事実上、そういうところから、画像はありませんという形で届けるのかどうかということですよ。

前田委員 だから、模造カメラなんか届ける必要は全くないわけですよ。

三宅委員 それはおかしいですよ。それは基本的におかしい。カメラを設置することは、ちゃんと撮りますよということを前提にして、その個人情報の保護をするために必要ということになるわけだから、模造カメラはとにかくどこにつけ

てもいいという話にはならないと思うんです。それは防犯カメラの定義の中からおかしいですよ。防犯カメラだから、犯罪の予防を目的として設置するカメラだから。

三好会長 模造カメラの定義を今ここで議論するのはやめましょうよ。

前田委員 議論する必要はないかもしれないけれども、それは納得しないですね。

三好会長 大体模造カメラがこの大綱の中に入ってくるかどうか分からないです。それはこの対象外ですよ。大体防犯カメラというのはこういうカメラをいっているのです、そのカメラをこういう届け出制にするということで、模造カメラのことは一言も言ってない。

三宅委員 そうすると、第2の定義のところ「防犯カメラとは犯罪の予防を目的として」、これはいいですけども、「設置されるカメラ」ということで、それはカメラの模造品であって、ディスプレイとか通信、録画に必要な関連機器で、これがないというものは届け出をする必要はないということですか。

三好会長 ない。大体この大綱の範囲外ですよ。

前田委員 範囲外ですよ。

石村委員 あるようにしないと、これは大変じゃないか。

前田委員 それをやるんだったら根本的に作り直しですよ。

三好会長 それだったら、模造カメラの取り締まりに関する条例というのを別につくらなくちゃいけない。

前田委員 だって、防犯カメラの中には模造カメラは当然入っていませんよね。「録画のために必要な関連機器」じゃないですから。

石村委員 だけど、どちらか判断できないんでね。普通の人が判断できないで、画像とかそういうものの開示請求をしてくるわけでしょう。

三好会長 開示請求したら、カメラじゃありませんと。

前田委員 ありませんと、それだけのことで全然問題にならない。

石村委員 これは模造カメラですと書かせますか、それでは。

前田委員 いやいや書く必要はない。書いたら意味がなくなっちゃうわけだし、そんなばかな。だから、抑止力として使っているだけで、それで何の人権侵害もないですよ。

石村委員 ありますよ。

前田委員 それは特殊な人にはあるんでしょう。

石村委員 いや、特殊じゃないですよ。全体にありますよ。

三好会長 ちょっと途中ですが、きょう午後、12時ぴったりにもうだめという方おられますか。 ああ、そうですか。ちょっと急がないといけないので、あと20分しかないわけです。

では、今の議論は大切なことはわかっているんですが、この程度にして、第4のところで、ほかに何かございますか。今の問題と違う問題で。

私ちょっと、これはいずれ事務局の方でご検討いただきたいと思うのは、本人関与ということが1つ非常に大きなポイントになっているんですけども、本人関与というのはどういうことかということ、どうも事務局で考えておられるのは本人開示、本人が映った画像を見せると言ってきたら見せるということなんですが、その場合、いわゆる情報公開の場合とあれして困るのは、その画像にはほかの人間も映っている可能性が大なわけです、その請求した人間以外。そうすると、請求した人間にそれを見せるということは、ほかの人間のプライバシーを侵害することになる。

石村委員 それは、普通、アメリカもそうですしイギリスもそうですけれども、全部ぼかしを入れている。

三好会長 ですから、そのことを事務局の方で指導としてやっていただく。その人間以外のものは見せないということを厳格にやるということで本人開示ということをしないと、かえって私はおかしいことになると思う。その辺ちょっと事務局、指導なんかで留意、あるいは規則の中に留意していただきたいと思います。

それから、これは第4の初めの方の書き方なんですけど、備考の方を見ますと、公共の場所以外に設置しているものは対象外ということが基本的考え方になっているんです。その点が第4の、大綱の方にはどうも読み取ることがなかなか、よく読めばそうなのかもしれませんが、読み取ることが多少難しいんじゃないか。むしろどう書くかといったら、「防犯カメラを不特定多数の者が自由に利用することができる道路、公園その他公共の場所に設置し、不特定多数の者を撮影し、かつ撮影した映像を録画する設置者または利用者」というふうに、最初に設置場所を限定してしまわないと、第4のところがあればいいんじゃないかということが1つ。

そこまで持って行って、しかも今度、本来公共の場所ではない、先ほどから問題になっております第4の5号のところ、こういうところも入ってくるとすると、ちょっとややこしくなるので、むしろ定義規定のところには何らかの用語を決めて、本

条例において何々とはこういうものをいうと。例えば特定公共空間というふうな言葉を使って、特定公共空間とは、道路、公園、何とかの公共の場所及び、先ほどから出ております、規則で定める一定規模を超える店舗、何とか何とかをいう、というふうな形を最初の定義のところ盛ってしまう。その定義を使ってここの規定をやる。その方がわかりやすくなる。

定義は、この5号の定義が難しいのと同じなんです。だから、どうせ第5号でその定義を考えなくてはならないのならば、最初のところで定義をはっきり決めた方が、条例としても読みやすいわけです。

石村委員 これは定義を余り決めないで、限定列挙という形であいまいにしている……

三好会長 いやいや、そうじゃなくて、5号は、はっきりしなかったら届け出義務を負うか負わないか重大なところですから。5号を含めて規制をするんですから、特定公共空間とか、特定公共空間の中に5号で書くべきことを書いてしまう。道路、公園など公共の場所及び規則で定める一定規模を超える店舗、劇場をいうと。で、規則でもって店舗、劇場の一定規模を超えるものを規定する。

さっきのJRの問題も、駅構内のうちの部分を含めるか。だから、乗車券を保持しないで入れる駅構内は公共空間であるとか。

石村委員 公共空間という用語自体……

三好会長 いや、公共空間という用語を用いるかどうかは、これはまだ1つの試案ですから、公共空間というか……

石村委員 一方的に定義規定が可能な用語なのかどうなのかという問題がある。

三好会長 だから、この条例において特定公共空間とか、あるいは公共空間にこだわらないんですけども、特定何とかというふうなもので規定するのがいいんじゃないか。

石村委員 公共場所というのか、公共空間というのか。場所というと平面的。

三好会長 普通公共の場所というのと、もう定義規定が大体わかっているでしょう。道路、公園とか。だから、それと違った言葉を用いた方がいいと思うんですよ。その言葉をどうするかは、事務局でご検討いただきたい。

それから、これは言葉だけの問題ですが、3ページの下から6行目、大綱の方ですが、「防犯カメラ及び画像の安全確保措置」とある。「安全確保措置」とはどうい

う意味ですか。

法規担当副参事 義務規定にも記載しておりますとおり、漏えい、滅失、き損その他安全管理のために必要な措置。

三好会長 だから、安全確保というんですね。カメラの安全確保というと、何かカメラを壊すように見えるでしょう。カメラ及び画像の安全というと、画像が盗まれないようにするということになるので。ですから、安全という言葉は、今おっしゃったように、変えたりデフォルメしたりなんかしちゃいかんよということだとすると、安全ということとはちょっと違うんだな。その辺ちょっと言葉として……

三宅委員 個人情報保護法なんかだと、安全管理という言葉。だから、安全確保というのは、安全をもし使うのであれば、安全管理の方が基本原則ですね。安全管理でどうですか。

三好会長 安全という言葉を使うのか、それとも安全管理、防犯カメラ安全管理というと、今言ったように壊すようなことになるんですよ。だから、やはり防犯カメラ画像の管理に関する事項と。管理はどうしなくちゃならんとか、ほかに書いてあるわけですから。

三宅委員 管理ということですね。

三好会長 それならそれでいいですが、そこはひとつご検討いただきたいということです。

僕ばかりしゃべっていますけれども、ほかに何かございますか。

三宅委員 やっぱりここの規則のところ、設置場所をすべて明示することまでかどうかですよね。

三好会長 時間があと12、3分ですので、すみません、ちょっと4ページの方の義務規定。

これは、設置場所の点は先ほどからご議論のあったところですし、もしほかにあれば。

三宅委員 先ほどの、防犯カメラ作動中である旨というのと防犯カメラ設置してある旨というのとは、かなり違うんですかね。

三好会長 それは違うんですよ。僕の立場からすると、設置してあるということでもって一種の威嚇効果をねらう。作動中であるかないかは、24時間作動させようと、一番込み合うときに作動させようと、それは設置者の方の自由である。例えば

「警察官立寄所」と書いてあるけれども、年中立ち寄っているわけじゃないんですよ。立ち寄ることがあるから気をつけなさいよと言っているだけで、あれも威嚇効果ですよ。

前田委員 デコイみたいなものですよ。

三宅委員 だから、区民から見れば、設置場所というのが特定されていれば、基本的に、時間を特定して動かしているかどうかにかかわらず、ああ、ここには設置されているんだなということがわかるという趣旨で足りるのかどうかですね。

石村委員 作動中であると、逆に安全に歩けるかなというふうな認識はあるんですよね。

三宅委員 設置というと、実際動いていると思いますよね。あれは大体自動的にテープを回しておいて、テープが後ろまでいったら取りかえるというようなあれだから、時間を限定して実際に運用するというのは、普通では余り考えられないですね。

三好会長 この前のアンケートで 24 時間というのがありましたし、いろいろですけどね。

石村委員 それは、それぞれの設置者のかなり自由でしょう。

三宅委員 しかも、作動中であるという張り紙していたって、機械が壊れたり、これから時間限定しようかといったときに、それを変えなきゃいけないかという議論がここでちょっと出てくる。

石村委員 ここで故障時の表示と書いておく、規則事項として。

三好会長 そこまで厳格にやる必要があるかどうかですよ。

前田委員 そこまでは要らないと思いますけどね。

三好会長 その辺は先ほどの問題と絡んでくる。

三宅委員 難しいな、ここ。設置の場所と。

三好会長 ちょっと違う問題ですが、4 ページの一番下の行に、「法令に規定がある場合を除き、画像を設置目的以外の目的に利用し、または第三者に提供してはならない。」この「法令に規定がある場合」というのは、犯罪捜査の場合を言っているんですか。私は、法令に規定がある場合という厳格さをあれするより、むしろ捜査に協力する場合と言いたい。というのは、任意提出が結構多いわけですよ。

前田委員 かなりありますよね。

三好会長 ですから、法令の規定というところ、ちょっとそこは厳格過ぎるんじゃないか。むしろ、または犯罪捜査に協力する場合というぐらいの程度で足りるんじゃないか。

三宅委員 ここは個人情報保護法の解釈の関係でいうと、「法令に規定がある場合」の中に、捜査照会に任意で応ずる場合を含むというのが一般的、統一的解釈でありますので、それと整合をあわせるなら、これで多分いいんじゃないかなと思います。

三好会長 では、また解説の解釈で書いていただいてもいい。

三宅委員 解説で書くということで。

三好会長 はい。

ほかにございませんか。

前田委員 「正確な画像の確保」というのは、元のものからと言わないと。

三好会長 「正確」という言葉は、何か鮮明な画像を要求するような形で、ここは、僕はむしろ、改ざんを防止し、撮影時の画像のまま保存しなければならない、こういう言い方がいいと思うんですよ。しかも、保存はどこまで保存するか、設置した者の自由なんでしょう。ですから、むしろそこを限定的にするのならば、4項ですか、「防犯カメラの取扱者等は、画像を保存するに当たっては、画像の改ざん等を防止し、撮影時の画像のまま保存するよう努めなければならない」という趣旨じゃないかと思うんですね。撮影時の画像のまま。だから、いわゆるデフォルトしちゃいかんということです。

前田委員 細かいことであれなんですけども、画像データを圧縮して、粒子を荒くして保存する、要するに、許容量、バイト数を減らすために、というようなこともいけないというのか、それとか、コマ送りを少なくして保存するとかね。

三好会長 努力義務ですからね。

前田委員 余り細かいことを言うと書けなくなっちゃうので、さっきの先生の案でいいと思いますけれども。

三好会長 5でほかにありますか。

では、6はなくなりましたので、7。これは大分変わりました、指導、勧告。

三宅委員 いいでしょうね。立入検査権が除かれたんだから。

三好会長 これは私の個人的意見ですが、第3項で、「前項の規定による指導又

は勧告に従わないときは、その事実を公表することができる。」とあるんですが、私の気持ちから言うと、指導が一番軽いんですよ。次が勧告で重くなるんです。そうならば、3項は、前項の規定による勧告に従わないときはと、「指導又は」をとってしまって、その方が、だんだん重くなるよということになるんじゃないかという感じがするんですがね。

三宅委員 ただ、指導して勧告する前にいろいろなことが事実起きるということもあり得ると思うので、その辺は少し解説で、通常の場合には指導の後に勧告がなされて、その勧告に従わない場合に公表されることもあるが、場合によっては指導で緊急を要する場合には勧告なしで公表される場合もあり得るというのを認めるかどうかなんです。解説である程度書いておくかどうかですね。どうでしょうか。指導で、勧告前置みたいな格好で、公表のための勧告前置主義みたいな、明確に言うとなかなかちょっと厳しいかなと思うんですが、どうですかね。

前田委員 事実公表というのはかなり重いサクションだから。手続き的にはね。

三宅委員 それは原則にしておくというのを解説で書いておいて、運営にゆだねるとか。

前田委員 勧告前置を原則にしておく。例外的に指導だけでも公表しなきゃいけないものがあると。

三好会長 しかし、指導やるのも勧告やるのも同じ機関がやるわけですからね。だから指導を置かなくて勧告したっていいですよ。「中止を指導し、又は」ね。だから、省略するなら指導を省略して、勧告という重いことをやってから公表と。

三宅委員 ただ、指導している段階では、指導を出したと。しかし突然いろいろなことが起きたので、勧告の手続をとるまでに何かやらなきゃいけないということが例外的にあり得るんじゃないかと思うんですけどね。

三好会長 内部決裁さえすれば、1時間でやれますよ。

三宅委員 そうもいかないでしょう。

石村委員 何か注記しておけばいいんじゃないの。

三宅委員 基本的に勧告前置でいいと思っているんです、私は。ただ、例外的にそれを想定しないような緊急の場合だってあり得るから、余りそれを条文上勧告前置の形をとる必要はないんじゃないかと思うんですが、それは解釈にゆだねておいた方がいいかなと思うんですけども。解説で是非そこはと思うんですけども。

三好会長 ほかに、5 ページ、第7はございませんか。

では、最後に第8ですが、これは前と変わってないんですね。備考が少し変わっているな。

三宅委員 既存の機関というのは、具体的にはどこを想定されているんですか。

法規担当副参事 特に想定はないんですけども、関係する機関としては、情報公開・個人情報保護審議会がございます。

石村委員 この委員会の委員というのは別に市民でいいわけでしょう。市民から選ばれた人だけでいいわけで、何も学校の教員とかそういうのでなくてもいいわけだから。

三好会長 余りたくさん委員会をつくる必要はないような気がするんですがね、今の既存のものが使えるなら。とにかく迅速を要すると思うんですよね。これは必要と認めるときは、ですから、迅速にちゃんとやれると思いますけれども、これ民主主義に反すると非難を受けるかもしれないけれども、余り何とか委員会というとな無責任になる、かえって行政の方が。

石村委員 市民から選ばれた人で構成されるんですか。

三好会長 市民からといってもいろいろありまして、むしろ、これは行政の一環なんだから、行政が責任を持つようなことをやるべきである。意見を聞くだけですけどね。

三宅委員 審議会のメンバーというのは、区民10名と区議会議員6人、学識経験者4名、市民は入っているという理解でいいのかな。

石村委員 それでいいんじゃないの。

三好会長 ちょっと重々し過ぎるかもしれない。

石村委員 大体指導、勧告で。

三好会長 しかも必要があると認めるときですから、そんなにやるようにならないと思いますけれども。

さて、12時です。ずっと一通りやったんですけども、さっきの議論は詰まっていらないんですが、そのところを配慮されつつ、次回、大綱の修正案をひとつお考えいただきたいと思うんですが。ちょっとこれ以上、今日は議論は詰まらんとしますので、よろしゅうございますか。

それで、今後の進め方ですが、ひとつ事務局の方から。

区長室長 どうもありがとうございました。それで、今日のご議論を踏まえまして、大綱のまとめを再整理させていただいて、次回、31日にご議論させていただいて、大体の論点と申しますか、整理すべきところはかなり煮詰まってきたと思いますので、次回で基本的なまとめの議論をしていただきまして、12月1日を目途に答申をしていただきたいなというふうに思っております。

私ども杉並区としては、あくまでも、区民の安全の確保と区民のプライバシーを両立させ、防犯カメラの有用性を踏まえた仕組みをつくっていただければということでございますので、どうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

三宅委員 大綱の解説の案みたいなものを一緒に、ある程度書いていただけるんでしょうか。

三好会長 これは、ちょっと先ほどからお話があった、答申という形、その点もちょっと説明していただけますか。最後に出す答申がどんなものを考えておられるかということ。

区長室長 いわゆる大綱という形で答申していただくか、どういったスタイルでやるか、これは皆様方がご議論して決めていただければよろしいかと思ひますが、一応、今回の監視（防犯）カメラにどのような運用基準、ルールをつくっていくのかということの背景、それから、基本的な考え方、大綱でご議論されてきた内容を文章化して、その条例化等、条例でできない部分も含めて、今後どういうふうにしていったらいいのかというような点等々について考え方をまとめていただければよろしいかと思ひます。

あと、できましたら、今までの資料等々ございますので、そういった経過も踏まえてまとめていただければよろしいのかなと思ひますが。

三好会長 その中に例えば解釈にゆだねる部分、このところはこう解釈すべきだと、するつもりでこの条文は書いておるといふようなことも入れられるわけですね。

区長室長 考え方を述べることは十分できると思ひます。

三好会長 ここは解釈の問題だといふので、こういう解釈をとってこの条文をつくったということは、その中に適宜盛り込むといふことでいかがでしょうかね。よろしゅうございますか。

それでは、今日はこの程度にいたします。本当に長時間にわたりありがとうございました。

では、31日は夕方6時ですかね。ひとつよろしく願いいたします。